

ゴルフ場で使用される農薬に係る令和7年度水質調査結果について

1. 経緯

環境省では、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進するに当たり、地方公共団体が水質及び生態系保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、令和2年3月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」（以下「指導指針」という。）を策定しました。

また、指導指針において、ゴルフ場の排出口において採取された排出水中の農薬濃度を対象として水質汚濁の防止を図る観点から水濁指針値を、生態系保全の観点から水産指針値を定めています。

都道府県等においては、指導指針に基づき、ゴルフ場で使用される農薬について調査、指導が行われています。

環境省では、毎年、地方公共団体等が実施したゴルフ場排水等の水質調査結果を取りまとめて公表しており、この度、令和7年度の調査結果を取りまとめました。

2. 令和7年度水質調査結果の概要

		【前年度調査実績】
[1] 調査が実施された都道府県数	47	【47】
[2] 調査対象となったゴルフ場数	延べ2,064 か所 ^{※1}	【延べ2,095】 ^{※1}
[3] 総検体数	34,773 検体	【35,012】
[4] 排水口調査検体数	10,250 検体	【10,310】
[5] 水濁指針値超過検体数 ^{※2}	1 検体（別添1、2のとおり）	【2】
[6] 水産指針値超過検体数 ^{※2}	1 検体（別添1、2のとおり）	【7】

※1 調査回数に基づく延べ数であり、同一ゴルフ場において春季・秋季など時期を変えて調査を実施した場合は、それぞれ別の調査として計上している。

※2 評価に用いた指針値は令和8年1月29日時点のものです。

3. 直近5年間（令和3～7年度）の状況（別添3のとおり）

排水口調査において水濁指針値又は水産指針値を超過した検体数は、排水口調査検体数に占める割合としては低い水準で推移しており、年度により一定の増減はあるものの、おおむね減少傾向にあります。

4. 調査結果を踏まえた対応

排水口調査の結果、水濁指針値及び水産指針値を超過した事例が認められたことから、指導指針に基づき、当該ゴルフ場における農薬の使用状況及び排水の管理状況等を確認した上で、ゴルフ場関係者を対象に農薬の適正使用及び再発防止に向けた必要な指導を行うよう、都道府県に求めることとします。

また、複数の農薬で分析の定量下限値が指針値を上回っており、指針値を超過しているかどうか不明な事例が引き続き認められたことから、事例が認められた県に対して、指針値を踏まえた適切な定量下限値を設定して分析を行うよう改めて求めてまいります。

(別添1)都道府県別の水質調査結果^{注1}

都道府県名		調査ゴルフ場数 ^{注2}	調査対象農業数	総検体数 ^{注3}	うち排水口検体数	指針値超過検体数 ^{注4}		超過不明検体数 ^{注4,5}	
						水濁	水産	水濁	水産
1	北海道	111	78	974	436	0	0	0	0
2	青森県	14	49	59	30	0	0	0	0
3	岩手県	49	62	188	41	0	0	0	0
4	宮城県	38	97	406	209	0	0	0	0
5	秋田県	15	38	98	19	0	0	0	0
6	山形県	8	22	99	12	0	0	0	0
7	福島県	26	84	561	110	0	0	0	0
8	茨城県	117	121	3,037	1,388	0	1	0	1
9	栃木県	106	111	1,984	578	0	0	0	0
10	群馬県	91	86	718	14	0	0	0	0
11	埼玉県	300	134	2,016	524	0	0	0	0
12	千葉県	62	112	809	376	0	0	0	0
13	東京都	39	74	481	353	0	0	0	0
14	神奈川県	52	87	1,058	396	0	0	0	0
15	山梨県	36	88	450	113	0	0	0	0
16	長野県	58	131	2,638	864	0	0	0	0
17	新潟県	30	55	550	263	0	0	0	22
18	富山県	30	27	235	235	0	0	0	0
19	石川県	46	62	233	133	0	0	0	0
20	福井県	33	47	155	44	0	0	0	0
21	岐阜県	39	113	388	66	0	0	0	0
22	静岡県	8	123	154	116	0	0	0	0
23	愛知県	18	67	147	55	0	0	0	0
24	三重県	51	64	531	75	0	0	0	0
25	滋賀県	82	43	479	83	0	0	0	0
26	京都府	31	89	841	475	0	0	0	0
27	大阪府	36	101	835	365	1	0	0	0
28	兵庫県	115	156	5,524	495	0	0	0	0
29	奈良県	29	82	1,167	15	0	0	0	0
30	和歌山県	3	35	175	0	—	—	—	—
31	鳥取県	3	10	17	0	—	—	—	—
32	島根県	5	18	95	0	—	—	—	—
33	岡山県	34	81	1,312	138	0	0	0	0
34	広島県	8	116	877	802	0	0	0	0
35	山口県	15	53	98	67	0	0	0	0
36	徳島県	7	13	61	16	0	0	0	0
37	香川県	39	33	253	6	0	0	0	0
38	愛媛県	25	25	61	2	0	0	0	0
39	高知県	9	23	115	0	—	—	—	—
40	福岡県	58	126	1,915	714	0	0	0	6
41	佐賀県	16	71	564	218	0	0	0	0
42	長崎県	25	75	245	2	0	0	0	0
43	熊本県	68	82	1,056	90	0	0	0	0
44	大分県	23	60	398	24	0	0	0	0
45	宮崎県	26	49	272	28	0	0	0	0
46	鹿児島県	26	81	359	206	0	0	0	9
47	沖縄県	4	14	85	54	0	0	0	0
	総計	2,064		34,773	10,250	1	1	0	38

注1： 水質調査結果には、都道府県から報告のあった市町村、ゴルフ場等が実施した調査結果を含む。
注2： 調査回数に基づく延べ数であり、同一ゴルフ場において春季・秋季など時期を変えて調査を実施した場合は、それぞれ別の調査として計上している。
注3： 総検体数には、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。
注4： 「—」は、排水口での調査検体がないもの
注5： 分析の定量下限値が指針値を上回っていたため、指針値を超過しているかどうか不明な検体数

(別添2) 農薬別の水質調査結果(排水口)

農薬名			調査ゴルフ場数 ^{注1}	総検体数 ^{注2}	うち排水口検体数	検出濃度範囲 (μg/L) ^{注3}	定量下限値 (μg/L)		検出検体数	指針値 (μg/L)		指針値超過検体数		超過不明検体数 ^{注4}	
										水濁	水産	水濁	水産	水濁	水産
留意すべき農薬 ^{注5}	1	アシュラムナトリウム塩 又はアシュラム	781	2,129	652	N.D. ～ 180	0.0005 ～ 9,000		193	10,000	90,000	0	0	0	0
	2	クロロタロニル 又はTPN	398	932	289	N.D. ～ 10	0.001 ～ 40		3	470	80	0	0	0	0
	3	シクロスルフアムロン	231	503	152	N.D. ～ 5.1	0.07 ～ 80		2	800	35	0	0	0	10
	4	ベンシクロン	542	1,254	367	N.D. ～ 33	0.001 ～ 140		22	1,400	1,000	0	0	0	0
	5	ダイアジノン	171	341	90	N.D. ～ 0.19	0.0001 ～ 5		2	20	0.77	0	0	0	12
	6	ピロキサスルホン	284	565	141	N.D. ～ 29	0.0005 ～ 50		50	500	7.4	0	1	0	3
その他 ^{注6}		アセフェート	—	—	—	170	1.2		—	63	55,000	1	0	—	—

注1: 調査回数に基づく延べ数であり、同一ゴルフ場において春季・秋季など時期を変えて調査を実施した場合は、それぞれ別の調査として計上している。
注2: 総検体数には、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。
注3: N.D.は不検出(又は定量下限値未満)を示す。検出濃度は、各調査機関により定量下限値が異なるため、調査機関によっては必要な検出感度が得られていない場合がある。
注4: 分析の定量下限値が指針値を上回っていたため、指針値を超過しているかどうか不明な検体数
注5: ゴルフ場における使用量の多い農薬(1～4)及び過去に指針値の超過が比較的多く見られた農薬(5～6)
注6: 上記以外で指針値超過のあった農薬であり、調査ゴルフ場数、総検体数、排水口検体数及び検出検体数の全国集計は行っていない。

（別添３）水質調査結果の経年推移（令和３～７年度）

１．全国の調査結果の推移

項 目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
調査ゴルフ場数（か所） ^{注１}	1,605	1,904	1,730	2,095	2,064
排水口検体数（検体）	9,573	9,083	9,740	10,310	10,250
水濁指針値超過検体数（検体）	0	0	0	2	1
水産指針値超過検体数（検体）	16	8	7	7	1
水濁指針値超過不明検体数（検体） ^{注２}	1	3	5	0	0
水産指針値超過不明検体数（検体） ^{注２}	85	41	43	79	38

注１：調査回数に基づく延べ数であり、同一ゴルフ場において春季・秋季など時期を変えて調査を実施した場合は、それぞれ別の調査として計上。

注２：分析の定量下限値が指針値を上回っていたため、指針値を超過しているかどうか不明な検体数。

２．指針値超過が認められた農薬（令和３～７年度の合計）

【水産指針値の超過】

農薬名	超過検体数（５年間合計）
ピロキサスルホン	26
ダイアジノン	2
ビフェントリン	2
カフェンストロール	2
クロチアニジン	2
クロロタロニル又はＴＰＮ	1
オキシ銅（有機銅）	1
フェノキサスルホン	1
ジラム	1
チウラム（チラム）	1
合 計	39

【水濁指針値の超過】

農薬名	超過検体数（５年間合計）
チウラム（チラム）	1
トリクロピル	1
アセフェート	1
合 計	3